

【判例研究】

## 記名被保険者の不実告知に基づく 任意自動車保険契約の詐欺取消

来住野 究

大阪地裁令和元年5月22日判決  
平成29年(ワ)第12006号損害賠償請求事件  
金判1569号22頁, 判時2435号54頁

### 〔事 実〕

本件は、X1（原告）が所有し、X2（原告）が運転する普通乗用自動車（X車）と、Aが所有し運転する普通乗用自動車（A車）との間の交通事故（本件事故）により損害を被ったとして、X1らが、A車に付保された自動車保険契約（本件保険契約）の保険者であるY（被告）に対し、本件保険契約に定める損害賠償請求権者の直接請求権に基づき、損害金相当額の支払を求めた事案である。

平成27年9月18日午前8時50分頃、奈良県大和高田市において、信号機により交通整理の行われている十字路交差点を、西から東に向かって直進進行しようとしたX車と、赤信号を無視して南から北に向かって直進進行しようとしたA車とが側面衝突した。

Aは、平成24年6月14日に運転免許取消処分を受け、その後、本件事故発生の日である平成27年9月18日までの間、運転免許を取得していなかった。Aは、本件事故時の無免許運転に関する道路交通法違反被告事件において、平成27年12月24日に有罪判決を受け、確定した。

## 記名被保険者の不実告知に基づく任意自動車保険契約の詐欺取消

X1らは、平成28年10月3日、Aに対して本件事故による損害の賠償を求める訴えを提起し、平成29年2月14日、請求を全部認容する判決が言い渡され、確定した。

本件事故当時、A車を契約車両、Yを保険者、契約日を平成27年7月14日、保険契約者をB（Aの妻）、記名被保険者をB、保険期間を同月26日午後4時から平成30年7月26日午後4時まで、補償内容を対人賠償無制限・対物賠償無制限とする自動車保険契約（本件保険契約）が存在していた。

Aは、平成24年6月14日に運転免許取消処分を受けた後、運転免許を取得していないにもかかわらず、従前同様に自動車の運転を続けていたところ、平成26年7月頃、A車を購入し、自らを所有者及び使用者として登録した上、以後、自身の仕事のために、ほぼ毎日、A車を運転していた。一方、Bは、同年春頃、娘と共同で使用するために別の車両を購入して以降、同車を使用しており、A車を使用することは全くなかった。

Aは、平成27年7月14日、Yの代理店を訪れ、Bを代理して、本件保険契約の自動車保険申込書を作成・提出し、同日、Yが同申込みを承諾して、本件保険契約が成立した。上記申込書には、記名被保険者欄にBの氏名、住所及び生年月日が記載され、また、Bの運転免許証につき、免許証の色はゴールドで、有効期限は平成29年4月である旨も記載されていた。

本件保険契約の申込みに際しては、記名被保険者について、契約車両を主に使用する者等から1名を選択することとされ、主に使用する者とは、①主たる運転者（運転頻度の高い者）、②所有者や自動車検査証上の使用者等、実際に契約車両を自由に支配・使用している者のいずれかとされていた。また、上記申込書には、記名被保険者の運転免許証の色を記載することとなっており、記名被保険者が運転免許証を持っていない場合には、同申込書に「その他」と記載することとなっていた。

Yは、Bに対し、平成29年6月30日、告知義務違反を理由に本件保険契約

## 記名被保険者の不実告知に基づく任意自動車保険契約の詐欺取消

を解除する旨の意思表示をし、平成30年5月26日、詐欺を理由に本件保険契約を取り消す旨の意思表示をした。そこで、Yは、本件保険契約の告知義務違反による解除、錯誤無効、詐欺取消などを主張した。これに対して、X1らは、告知義務違反はない、不実告知があったとしてもYにはそれを知らなかったことについて過失がある、Yが不実告知を知った日から1ヵ月の除斥期間の経過により解除権を行使しえない、解除権行使は信義則に反する、契約車両を使用中である記名被保険者の配偶者は記名被保険者に該当するなど主張した。

### 〔判 旨〕 請求棄却

#### (1) 本件保険契約の詐欺取消の可否について

「本件保険契約の申込みに際しては、A車を主に使用する者等を記名被保険者とした上で、自動車保険申込書に、記名被保険者の氏名、生年月日及び運転免許証の色を記載することとされていたところ、これは、本件保険契約においては、記名被保険者、すなわち、契約車両の主たる運転者や契約車両を自由に支配・使用している者等が誰であるか、その者の年齢、運転免許証の保有の有無、事故歴などに応じて、保険事故発生の危険が異なり、Yにおいて、本件保険契約の申込みを承諾するか否か、また、承諾する場合の契約条件（ノンフリート等級、事故有係数適用期間、記名被保険者年齢別料率区分等、更には、これらによって決定される保険料の額など）を決定するに際し、重大な影響を及ぼすからであると解される。」

「AがA車を購入した平成26年7月頃以降、A車の所有者及び自動車検査証上の使用者はAであり、また、同人のみがA車を運転し、管理し、使用する一方、BがA車を使用することはなかったと認められるから、本件保険契約の申込時点において、A車の記名被保険者となり得る者は、Aのみであって、Bは、

## 記名被保険者の不実告知に基づく任意自動車保険契約の詐欺取消

A車の主たる運転者ではなく、A車を支配・使用している者でもなかったと認められる。」

「そうであるにもかかわらず、Aは、Bの代理人として本件保険契約を申し込むにあたり、A車の記名被保険者としてBの氏名及び生年月日が記載され、記名被保険者の運転免許証の色はゴールドである旨が記載された自動車保険申込書を作成・提出している……のであって、かかる行為は、Bの代理人であるAにおいて、実際には、A車を専ら運転し、使用・管理するのは、運転免許を有していないAであったにもかかわらず、これを秘して、A車を主に使用する者等がBである旨、Yを欺罔するものというほかない。そして、Yにおいて、上記申込時点におけるA車を主に使用する者等が、運転免許を有していないAであり、Bはこれに該当しないことを知っていたならば、本件保険契約の締結に応じなかったものと解されるから、Yは、Aの上記欺罔行為により、上記のとおり誤信して本件保険契約を締結したものと認められる。」

「以上のとおり、本件保険契約は、Bの代理人であるAの欺罔によって締結されたものであり、詐欺取消の対象となる。」

### (2) 契約車両を使用中である記名被保険者の配偶者は記名被保険者に該当する旨の原告の主張について

「本件約款において、記名被保険者につき、契約車両を主に使用する者等から選ぶものとした上、契約車両を主に使用する者につき、①主たる運転者（運転頻度の高い者）、②所有者や自動車検査証上の使用者等、実際に契約車両を自由に支配・使用している者のいずれかと限定した上で、記名被保険者の氏名、生年月日及び運転免許証の色を告知事項としている……趣旨は、本件保険契約が、契約車両の所有、使用又は管理に起因して他人を死傷させ又は他人の財物を損壊させたことを保険事故とする損害保険契約であること……に加え、いわゆるノンフリート契約（契約者が所有・使用する自動車の総台数が9台以下の場合の

## 記名被保険者の不実告知に基づく任意自動車保険契約の詐欺取消

自動車保険契約)であり、記名被保険者の年齢や事故歴等に応じて、適用される等級、事故有係数適用期間、記名被保険者年令別料率区分等、契約条件が左右される契約であること……を反映したものであるところ、これは、まさに、契約車両を運転する頻度の高い者や実際に契約車両を自由に支配・使用している者が誰であるのか、その者の年齢や運転免許の保有の有無、保有する運転免許証の種類、事故歴などに応じて、保険事故発生の危険が異なるからにほかならない。そうすると、記名被保険者となり得る者は、上記危険を判断するために適切な者でなければならないと解するのが相当である。」

「これに対し、本件約款において、記名被保険者の配偶者等を補償の対象となる者に含めている……のは、上記危険の判断という観点とは異なり、自動車保険契約が機能を発揮し、被害者救済を実現するためには、被保険者になり得る者の範囲を記名被保険者と身分的、経済的に一体性が特に強く、契約車両の使用頻度の高い者に拡大する必要があるためと考えられる。そうすると、記名被保険者の配偶者等が補償の対象となっているからといって、このことから直ちに、これらの者が上記危険を判断するために適切な者であるとはいえず、契約車両の主たる運転者の配偶者が記名被保険者に該当するともいえない。」

### 〔研究〕

判旨に賛成する。

1 本件は、契約車両（被保険自動車）を専ら運転し、使用・管理するのは、運転免許を有していない夫であるにもかかわらず、記名被保険者をその妻として任意自動車保険契約を締結した場合について、詐欺を理由とする保険者の取消を認めた事例である。自動車保険の記名被保険者について不実告知があった場合、いかなる事情に着目して保険者の免責の可否を判断すべきかという点について興味深い一事例を提供するものである。

## 記名被保険者の不実告知に基づく任意自動車保険契約の詐欺取消

自動車保険における記名被保険者（保険証券記載の被保険者）は、被保険自動車を使用・管理中であると否とを問わず、固有の被保険者として常に損害賠償責任を負担する危険から保護される者であり、被保険者群の中核となる者である。そのため、誰を記名被保険者としてもよいわけではなく、被保険自動車の所有者や被保険自動車を事実上自由に支配し使用している者でなければならない。そして、被保険者の範囲は、自家用自動車総合保険では、記名被保険者と身分的・経済的に一体性が強く被保険自動車の使用頻度も高いと考えられる一定範囲の親族（配偶者・同居の親族等）、記名被保険者の承諾を得て被保険自動車を使用・管理中である者、記名被保険者の使用者にまで拡大される<sup>(1)</sup>。本件保険契約でも、被保険者には記名被保険者の配偶者も含まれている。

本件保険契約においては、記名被保険者の氏名・生年月日・免許証の色が告知事項になっており、約款所定の適格者でない者を記名被保険者としたため、告知義務違反となりそうであるが、保険者は、その効果としての保険契約の解除に加えて、詐欺による取消ができるかが問題となる。もっとも、本判決は、告知義務違反を取り上げず、専ら詐欺による取消の可否について検討しているため、告知義務違反と詐欺取消の関係は明らかではないが、この問題から検討していこう。

2 保険事故発生の蓋然性は保険者にとって保険契約締結の可否や保険料を左右するが、かかる危険率を左右する情報の多くは保険契約者・被保険者が有しているため、保険契約者・被保険者は、損害保険契約締結に際して、保険事故発生の可能性（危険）に関する重要な事項について、質問応答義務という形で告知義務が課される（保険4条）。そして、保険契約者・被保険者が、保険者が告知を求めた事項（告知事項）につき、故意または重過失により事実を告知せずまたは不実の告知をしたときは、保険者は契約を解除することができる（保険28条1項）。ただし、告知義務者に告知義務違反があったとしても、保険契約締結の際に保険者が告知すべき事実を知りまたは過失により知らなかったと

## 記名被保険者の不実告知に基づく任意自動車保険契約の詐欺取消

きは、保険者は契約を解除することはできない（保険28条2項1号）。告知義務違反による保険者の契約解除権には、保険者が告知義務違反の事実を知った時から1ヵ月、保険契約締結の時から5年という除斥期間が定められている（保険28条4項）。保険契約の解除は将来に向かって効力を生ずるが（保険31条1項）、保険者はすでに発生した保険事故についても保険金の支払を免れることができる（保険31条2項1号）。ただし、保険事故発生後に契約が解除された場合、保険契約者・被保険者の側で、保険事故の発生が告知義務違反と因果関係のないことを立証すれば、保険者は保険金の支払を免れることはできない（同但書：因果関係不存在特則）。告知義務とその違反の効果に関する規定は、約款をもって保険契約者側に不利に変更することのできない片面的強行規定である（保険7条・33条1項）。

このように、告知義務違反があっても、保険者が契約を解除できなかつたり、解除できてもすでに発生した保険事故について免責されないこともあるため、錯誤による取消（平成29年改正前は無効）に関する民法95条や詐欺による取消に関する民法96条の適用も認め、契約の効力を否定して保険金の支払を拒むことができるかが問題となる。

判例（大判大正6年12月14日民録23輯2112頁）は、告知義務違反と錯誤・詐欺は根拠・要件・効果を異にすることを理由として、告知義務違反に関する規定は民法の錯誤・詐欺に関する規定の適用を排除するものではないと解する<sup>(2)</sup>。学説には、①両者は別個独立の制度であって特別法と一般法の関係にはないとして、判例と同様、重複適用を認める見解<sup>(3)</sup>、②加入者保護にも配慮された保険法上の利害調整を尊重して、民法の適用を否定する見解<sup>(4)</sup>、③民法95条の適用は否定する一方、民法96条の適用は肯定する見解<sup>(5)</sup>があるが、③説が多数説である。③説によれば、詐欺の場合（保険者を欺罔する目的で告知義務違反をした場合）には、保険契約者側に反倫理的要素があるため、これを保護する必要はないのに対して、危険測定に関する錯誤は動機の錯誤の場合にあたり、告

知義務違反に関する保険法の規定は保険者の動機の錯誤に関する特別規定と位置づけることができるから、錯誤に関する民法の規定の適用は排除されると解することができるし、保険契約者側に害意はなく、保険者のみならず保険契約者の利益をも考慮しなければならないので、告知義務違反に一本化して法律関係を確定する必要があると解される。平成 29 年改正民法 95 条は動機の錯誤をも対象としてその効果を取り消しに改めたが、保険者の錯誤が動機の錯誤と要素の錯誤のいずれであろうと、その原因が告知義務違反にある場合には民法 95 条の適用は排除される一方、詐欺取消については、保険法 32 条 1 号が保険者の保険料返還義務を免除してその反倫理性に基づく制裁の効果を明らかにしていることにも鑑みれば、保険制度の悪用を防止し、引き受けられるべきでない保険を排除するためには、その要件をみだす限り民法 96 条の適用は妨げられないと解すべきである。

3 本判決の検討にあたって参照すべきは、仙台高判平成 24 年 11 月 22 日判時 2179 号 141 頁である。これは、自動車保険の更新契約締結の際、運転免許取消処分を受けていたにもかかわらず、記名被保険者の運転免許証の色をブルーと告知していたため、告知義務違反として保険者が契約を解除したところ、保険者の解除・免責の可否が争われた事例である。裁判所は、「運転免許証の色が『ブルーである』のか『色を告知できない』（すなわち、有効な運転免許を保有していない。）のかは、保険者が自動車保険を引き受けるか否かを判断する上で極めて重要な事項であることは明らかというべきである。」として告知義務違反を認めた上で、保険者の過失の有無については、告知された内容の信憑性に疑問を抱かせるような特段の事情がない限り、その真偽を確認・検証するための調査をする必要はないとして、これを否定し、因果関係不存在特則については、本件事故は、酒気帯び運転だったとはいえ、「無免許運転という危険な態様の下で惹起されたものと認められるから、本件で告知の対象となる運転免許証の色が『ブルーである』のか『色を告知できない』（すなわち、有効な運転



## 記名被保険者の不実告知に基づく任意自動車保険契約の詐欺取消

免許を保有していない。)のかという告知事項と本件事故発生との間には因果関係がないと認めることはできない。」として、免責を認めた。また、運転免許を有していないのにこれを有しているかのように装い、これを前提として情を知らない保険者との間で保険契約を締結するに至ったとして、詐欺を理由とする契約の取消も認めている。

そもそも、保険料率の細分化された自動車保険では運転免許証の色(グリーン・ブルー・ゴールド)が保険料に反映され、ゴールド免許の保持者は優良運転者として典型的に事故発生率が低いことに鑑み、被保険者がゴールド免許の保持者であれば保険料が割引かれるため、免許証の色の告知を求められるのが通常である。免許証の色は、運転歴・一定期間内の道路交通法等違反歴を示すものであり、事故歴を直接示すものではないため、間接的に危険を示す徴表といふべきものであるが<sup>(6)</sup>、保険料を左右する危険選択基準として採用されている以上、告知事項に該当する<sup>(7)</sup>。もっとも、この事例では記名被保険者が無免許であることが問題となっているところ、直接の告知事項は免許証の色であって、運転免許の有無ではない。そのため、明確に告知事項とされていない事項についての不告知を理由に保険者の免責を認めることは、告知義務を質問応答義務とし、かつ片面的強行規定とした法の趣旨に反する拡張解釈であり、一般消費者保護の観点からも乖離していると考える余地もあるが<sup>(8)</sup>、運転免許をもたない者が自動車保険に加入することは一般には考えにくいから、運転免許をもっていることを前提として、形式的には免許証の色に関する質問となっているだけであって、そこには免許証の有無に関する質問も含まれていると解するのが自然である。運転免許をもたない者が正直に回答すれば「色を告知できない」「免許証がない」という回答にならざるをえず、保険者はそれに応じて免許証がない理由を質問し、保険引受の可否を判断するという流れになるから、その不実告知は告知義務違反を構成すると解すべきである<sup>(9)</sup>。

因果関係不存在特則の適用については、免許証の色と保険事故の因果関係は

一般に認めがたい<sup>(10)</sup>。免許証の色がブルーであっても、些細な違反をしただけで基本的には安全運転の者もあり、免許証の色が事故の危険を正確に反映しているわけではない<sup>(11)</sup>、過去に事故を起こしたからといって、それが新たな事故の原因とはならないからである。免許証の色がブルーなのにゴールドと告知したケースについて、道路を走行中にスピード違反を犯して接触事故を起こした場合には因果関係が認められるとする見解もあるが<sup>(12)</sup>、ゴールド免許保持者はスピード違反を犯すことがないとはいえないため、因果関係を認めることはできないであろう<sup>(13)</sup>。また、免許証の色は保険引受の可否ではなく保険料レベルの問題である以上、その不実告知が告知義務違反を構成するとしても、その効果として保険者の全面的な免責を認めることは過剰な制裁であり、その発動には躊躇せざるをえない<sup>(14)</sup>。因果関係の有無につき、判例（大判昭和4年12月11日新聞3090号14頁）は、事故との間に全然因果関係がないことを要し、幾分でも因果関係を窺知すべき余地があれば、因果関係不存在特則（昭和13年改正前商399条ノ3第2項但書・429条2項）を適用すべきではないと解し<sup>(15)</sup>、この事例の判旨もかかる厳格な立場を踏襲していると思われるが<sup>(16)</sup>、無免許であっても事故との因果関係を認めることは困難であろう。無免許といっても、運転技能のない運転免許未取得者や粗暴な運転で事故を起こして運転免許取消処分を受けた者もいれば、更新期間の徒過により運転免許が失効しただけで運転技能に問題のない者もあり、事故を起こす蓋然性は一様ではないから、事故を起こせば無免許がその一因となっていると評価することには飛躍があるように思われる。そのため、この事例の判旨が無免許と事故との因果関係を肯定したことには懐疑的な評価が多い<sup>(17)</sup>。

4 これに対して、本判決は、告知義務違反については検討せず、専ら詐欺による取消の問題として判示している。これは、告知義務違反から保険者の免責を導くことは困難であり、詐欺による取消のほうが事例の解決には適していると判断されたからであろう。

## 記名被保険者の不実告知に基づく任意自動車保険契約の詐欺取消

そもそも、本件では告知義務違反にあたるかについて疑問がある。自動車保険における告知義務は、被保険自動車と記名被保険者を特定した上で、それらに関する危険測定上重要な事項を告知させるものである。本件約款は「記名被保険者（氏名及び生年月日）」を告知事項としているが、記名被保険者を誰にするかということはむしろ保険契約の内容であって、これを告知事項と位置づけることには疑問が残る<sup>(18)</sup>。記名被保険者は被保険自動車の主たる運転者またはその所有者等であることが求められているが、これが記名被保険者に関する告知事項といえるであろうか。これを被保険自動車に関する告知事項と捉えとしても、被保険自動車の主たる運転者は誰か、被保険自動車の所有者は誰かという形で明確に質問されているわけでもない。そうであれば、記名被保険者にふさわしくない者を記名被保険者とした場合には、保険者に記名被保険者の適格性に関する錯誤（保険契約の要素の錯誤）をもたらす問題として処理すべきではなかろうか<sup>(19)</sup>。

仮にこれを告知義務違反と構成して解除を認めたとしても、本件では因果関係不存特則の適用の可否は争われていないが、記名被保険者以外の者も被保険自動車を運転して事故を起こすことがありうる以上、被保険自動車の主たる運転者または所有者がBではなくAであることと本件事故との間に因果関係を認めることはできない。

したがって、本判決が詐欺による取消の問題としたことは妥当である。

詐欺による意思表示の取消が認められるためには、欺罔行為により表意者が錯誤に陥った結果として意思表示がなされたことを要する。欺罔行為には社会通念に反する違法性があることを要し、詐欺の故意には、錯誤に陥らせる故意とその錯誤によって意思表示をさせようとする故意という二重の故意を要すると解されている。しかるに、本件では、記名被保険者となりうる者はAのみであり、BはA車を使用しないにもかかわらず、無免許であるAが記名被保険者となると保険を引き受けてもらえないことを危惧して、Bを記名被保険者とし

たのであり、Aが専らA車を使用することをYが知っていれば、契約を締結しなかったであろうことが推認される以上、詐欺による取消の要件はみたしているといえよう<sup>(20)</sup>。そこでは、Aが無免許であることとBがA車を全く使用しないということが、詐欺の故意の認定において決め手となったのではないと思われる。本判決は、前掲仙台高判平成24年11月22日が無免許運転であることを重視したのと同様<sup>(21)</sup>、無免許者が積極的に保険の利益を享受することは許さないというメッセージであると評価すべきである。もっとも、無免許といっても更新期間の徒過により一時的に免許が失効していることもあれば<sup>(22)</sup>、無免許者が家族の事故に備えて自動車保険に加入するということはあるし<sup>(23)</sup>、無免許者の家族たる被保険者が事故を起こすこともあるから、無免許を秘匿して配偶者等を記名被保険者として保険に加入したとしても、直ちに詐欺による取消が認められるかは疑問である。また、自動車保険の約款のうち人身傷害条項・車両条項においては無免許運転は免責事由となっているのに対して、対人・対物賠償責任条項においては、事故の被害者救済を徹底するため、無免許運転は免責事由とはなっていない<sup>(24)</sup> ことにも鑑みれば、無免許運転を理由とする補償の否定は慎重でなければならない<sup>(25)</sup>。排除されるべきは、無免許運転を助長するような保険加入に限られよう。

なお、本判旨(2)における記名被保険者になりうる者に関する判示は、「本件約款には、記名被保険者について、契約車両を主に使用する者『等』と記載されており、契約車両を主に使用する者以外に、これに準ずる者も含まれるところ、契約車両を使用中である記名被保険者の配偶者も補償の対象となる者(被保険者)に含まれる……のであるから、契約車両を使用中である記名被保険者の配偶者は、記名被保険者に該当する」という原告の主張に答えたものである。原告の主張の意味するところは必ずしも判然としないが、夫婦のいずれも被保険者として補償の対象となる以上、どちらを記名被保険者とするかは重要ではないという趣旨であろうか。これに対して、判旨は、記名被保険者は契約車両

## 記名被保険者の不実告知に基づく任意自動車保険契約の詐欺取消

を主に使用する者でなければならないことを強調しており、その内容自体は正当であるが、詐欺取消との関連においてこの判示にいかなる意味を認めるべきかはよくわからない。主たる使用者でない者を意図的に記名被保険者にした場合には、詐欺取消の対象となることまで意味しているとすれば、行き過ぎではないか。例えば、契約車両の所有者を記名被保険者にしたが、主たる運転者はその配偶者であるという場合には、危険は保険料等に正確に反映されないが、かかる契約も可能である。記名被保険者の配偶者・同居の親族等が被保険者となり保険の保護を受けられるのであれば、被保険自動車の使用頻度とは無関係に、家族の中で最も保険料が安くなる者を記名被保険者とすることは実際上十分に考えられるところであり<sup>(26)</sup>、それを違法な欺罔行為とまでは評価できないであろう。

### 注

- (1) 吉田明「被保険者」金融・商事判例別冊3号『自動車保険の法律問題』（1991年）28頁以下、「自動車保険の解説」編集委員会『自動車保険の解説2017』（2017年・保険毎日新聞社）44頁。
- (2) 最判平成5年7月20日損保企画536号8頁は、告知義務違反に係る事実の錯誤は動機の錯誤にすぎず、動機が表示されていないので要素の錯誤とはいえないとしたが、これは実質的には民法95条適用否定説に近いとする評価もある（中西正明「告知義務違反と錯誤及び詐欺」『保険契約の告知義務』（2003年・有斐閣）158頁、山下友信『保険法（上）』（2018年・有斐閣）446頁）。
- (3) 大森忠夫『保険法〔補訂版〕』（1985年・有斐閣）135～136頁、田辺康平『新版現代保険法』（1995年・文真堂）57頁など。
- (4) 松本丞治「告知義務ニ付テ」『私法論文集』（復刻版・1989年・有斐閣）656～657頁、石井照久＝鴻常夫増補『海商法・保険法〔増補版〕』（1976年・勁草書房）169頁、金澤理「告知義務違反と詐欺・錯誤との関係」北沢正啓＝浜田道代編『商法の争点Ⅱ』（1993年・有斐閣）263頁、同『保険法』（2018年・成文堂）85～87頁など。なお、倉沢康一郎「告知義務」『保険契約法の現代的課題』（1978年・成文堂）49頁は、実体的な契約の効力の問題とすれば、特殊な契約解除権と一般的な取消権とが一個の契約につき同時に発生するということはありうべからざることであ

## 記名被保険者の不実告知に基づく任意自動車保険契約の詐欺取消

り、その限りでは詐欺の効果は排除されるのが正しいとしつつ、契約解除権に短期の除斥期間が定められていることとの関連を考慮し、除斥期間経過後は保険者は詐欺により取り消すことができると解する。

- (5) 小町谷操三「告知義務と錯誤及び詐欺との関係」法律タイムズ 19号(1949年) 37~38頁, 田中誠二=原茂太一『新版保険法〔全訂版〕』(1987年・千倉書房) 176頁, 竹濱修「判批」『商法(保険・海商)判例百選〔第2版〕』(1993年・有斐閣) 97頁, 吉田直「告知義務と錯誤・詐欺との関係」金融・商事判例 933号『損害保険の法律問題』(1994年) 40頁, 西島梅治『保険法〔第3版〕』(1998年・悠々社) 61頁, 石田満『商法Ⅳ(保険法)〔改訂版〕』(1997年・青林書院) 82~83頁, 中西・前掲注(2) 172頁以下, 坂口光男=陳亮補訂『保険法〔補訂版〕』(2012年・文眞堂) 77頁, 潘阿憲『保険法概説〔第2版〕』(2018年・中央経済社) 84頁, 山下(友)・前掲注(2) 447頁, 江頭憲治郎『商取引法〔第8版〕』(2018年・弘文堂) 454頁など。
- (6) 山本哲生「損害保険における課題」保険学雑誌 608号(2010年) 27頁。
- (7) 榊素寛「告知義務違反における因果関係不存在特則の意義」損害保険研究 73巻 3号(2011年) 36頁・40頁, 遠山聡「判批」ジュリスト 1472号(2014年) 113頁。
- (8) 山下典孝「判批」新・判例解説 Watch 13号(2013年) 130頁。
- (9) 中出哲「判批」金融・商事判例 1536号『保険判例の分析と展開Ⅱ』(2018年) 16頁。
- (10) 萩本修編『一問一答・保険法』(2009年・商事法務) 59頁, 榊・前掲注(7) 56頁。保険法制定の際の法制審議会保険法部会の議論では、因果関係が常に不存在であるとは断定できないとして、今後の解釈論に委ねられたという(山下友信「保険法制定の総括と重要解釈問題(損保版)」損害保険研究 71巻 1号(2009年) 31頁)。
- (11) 山本・前掲注(6) 28頁。
- (12) 浅湫聖志「保険契約法の改正について」損害保険研究 70巻 1号(2010年) 52頁。
- (13) 佐野誠「因果関係不存在特則と免許証の色問題」大谷孝一博士古稀記念『保険学保険法学の課題と展望』(2011年・成文堂) 326~330頁, 梅津昭彦「判批」損害保険研究 75巻 4号(2014年) 390頁。
- (14) 佐野・前掲注(13) 330頁。その結果、免許証の色の不実告知に対する実質的制裁を欠くことになるため、正しく告知するインセンティブが低下し、告知義務違反が横行するおそれがある。正しく告知した者の保険料は高くなり、「正直者がバカを見る」ということになりかねない。現在では、保険者の解除・免責の可能性は免許証の色の不実告知に対する警告・脅しの意味しかない。正しい告知が促進されるような保険者(損害保険業界)の工夫を期待するほかはない(約款上のプロ・ラタ方式の採用を含む問題解決の方向性については、佐野・前掲注(13) 330頁以下参照。約款上プロ・ラタ方式により支払保険金額を減額することとしても因果関係不存在特則の片面

## 記名被保険者の不実告知に基づく任意自動車保険契約の詐欺取消

的強行規定性に反しないとして、その採用可能性を示す他の見解として、木下孝治「告知義務」中西正明先生喜寿記念論文集『保険法改正の論点』（2009年・法律文化社）50頁、小林道生「告知義務違反の効果とプロラタ主義」保険学雑誌 607号（2009年）56～57頁、山本・前掲注（6）29頁、榊・前掲注（7）61～62頁、山下（友）・前掲注（2）445頁。

- (15) 学説上は、因果関係を緩やかに解することの合理性には疑問も提起されている（山下友信＝米山高生編『保険法解説』（2010年・有斐閣）607～608頁〔山下執筆〕、岡田豊基「告知義務」落合誠一＝山下典孝編『新しい保険法の理論と実務』（2008年・経済法研究会）84頁）。木下・前掲注（14）49頁は、「31条2項1号但書にいう『同項の事実に基づかずに』とは、保険事故の原因に告知義務違反の事実が一切寄与していない状態のみを指すのではなく、告知義務違反の事実が仮になかったとしても、保険事故発生当時の被保険者の置かれた状況においては同等程度の保険事故が生じていたと推認できる場合には、因果関係不存在の立証がなされたものと解されるべきである。」とする。
- (16) 中出・前掲注（9）18頁。
- (17) 山下（典）・前掲注（8）131頁、遠山・前掲注（7）114頁、梅津・前掲注（13）390頁、中出・前掲注（9）18頁。判旨に賛成するものとして、土岐孝宏「判批」法学セミナー 706号（2013年）111頁。
- (18) これに対して、梅津昭彦「本件判批」損害保険研究 82巻1号（2020年）319～320頁は、告知事項であると解する。津野田一馬「本件判批」ジュリスト 1548号（2020年）93頁は、記名被保険者の氏名・生年月日・免許証の有無は一体として危険測定に関する事項として告知義務の射程に入ると解する。
- (19) 榊・前掲注（7）36頁・39頁は、被保険者や目的物の特定にかかる情報は、被保険者や目的物の錯誤と類似する問題であったり、契約の成立それ自体に関する問題であり、危険の測定とは直結しないので、本来的には告知義務の対象外であり、その情報を偽って契約した場合、告知義務違反以外の法理により保険契約の効力を否定することを認めて差し支えないとする。
- (20) 土岐孝宏「本件判批」法学セミナー 778号（2019年）119頁。
- (21) 中出・前掲注（9）18頁。
- (22) 運転免許の更新を失念して無免許状態になった者が免許証の色をブルーと回答して自動車保険契約を締結し、スピード超過運転により事故を起こした場合について、告知義務違反による保険者の免責の可否を検討するものとして、加藤新太郎＝高瀬順久＝出張智己編『裁判官と弁護士で考える保険裁判実務の重要論点』（2018年・第一法規）212頁以下〔田中良＝大部実奈執筆〕参照。
- (23) 山下（典）・前掲注（8）130頁。
- (24) 佐藤勇夫＝黒須信雄「保険者の免責」田辺康平＝石田満編『新損害保険双書 2

記名被保険者の不実告知に基づく任意自動車保険契約の詐欺取消

自動車保険』(1983年・文真堂)263頁参照。

- (25) 山下(典)・前掲注(8)132頁。梅津・前掲注(18)321～322頁は、詐欺による自動車保険契約の取消の効果は被害者の直接請求権に影響を及ぼさないという解釈の可能性を示唆する。
- (26) 梅津・前掲注(18)320頁。